

介護保険による特定福祉用具購入及び住宅改修における「受領委任払い」の利用について

「特福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)」「居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)」を利用する際は、自己負担分の金額は、「償還払い(※1)」による保険給付となりますが、経済状況により支払いが困難な場合等は、一定の条件を満たせば「受領委任払い(※2)」を利用できます。

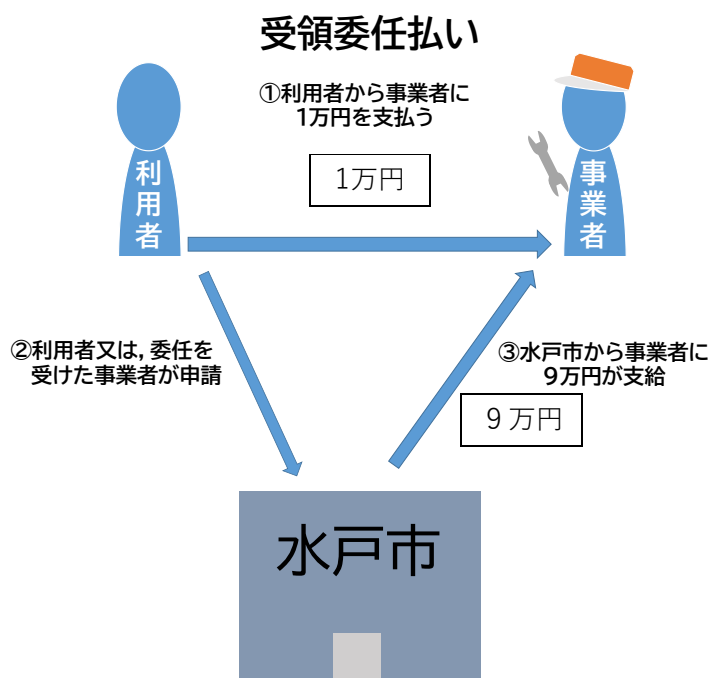
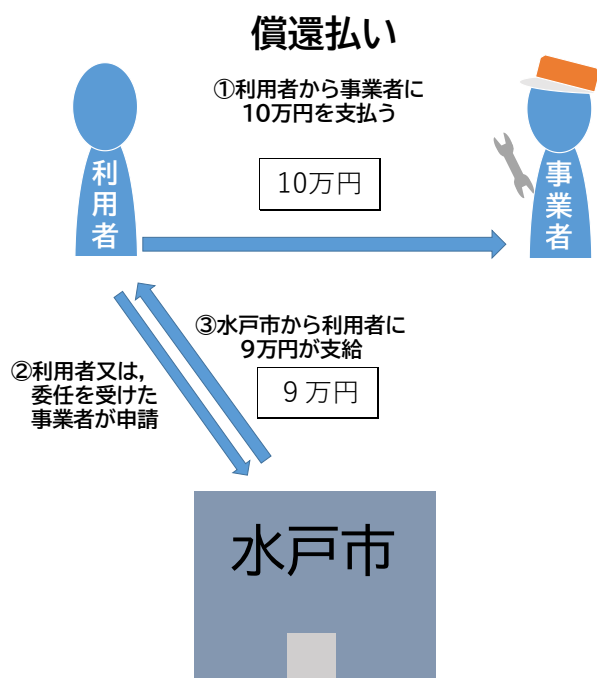
※1 償還払い

利用者がサービス費用の全額(10割)を一度事業者に支払い、後日、水戸市から介護保険負担分(9割～7割)の払い戻しを受けます。

※2 受領委任払い

利用者は、事業者にサービス費用のうち自己負担分(介護保険負担割合証にある割合。1割～3割)のみを支払い、後日、水戸市から事業者に残りの9割～7割の金額が支払われます。

(負担割合1割の人が10万円分のサービスを利用した場合のイメージ)



● 受領委任払いを利用するための条件

受領委任払いは以下の条件を全て満たしている場合に利用できます。

- ① 「要支援」もしくは「要介護」の認定を受けていること
要支援・要介護の認定を受けていない方は受領委任払いを利用できません。
- ② 保険料の滞納により、「支払方法の変更」の給付制限を受けていないこと
「負担割合の変更」の給付制限を受けている方の場合も、サービス利用時期によっては受領委任払いが利用できないことがあります。
- ③ 利用する購入や改修の費用が、その時点での限度額残額を超えないこと
受領委任払いの利用を希望する場合は、必ず申請前に介護保険課に連絡し、限度額残額通知により限度額を確認してください。
- ④ (住宅改修の場合)工事内容の全てが介護保険住宅改修の支給対象であること
支給対象外の工事内容を含む住宅改修の場合は、受領委任払いの利用ができません。
- ⑤ 利用するサービスを提供する事業者が、受領委任払いの利用に合意していること
受領委任払いを利用する場合、利用者とサービス事業者は「受領委任払いに関する同意書」を交わす必要があります。